# 旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項(平成16年4月1日事務局長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正 後」欄)のように改正する。

	※下線部分は、改正箇所を示す
改正後	現行
(目的)	(目的)
第1 この要項は、旭川医科大学(以下「本学」という。)の職員が、職務のため本学所有の自動車(以下「公用車」という。)を自ら運転し、使用する場合に必要な事項を定め、もって職務の円滑な遂行を図るとともに、公用車の管理及び事故防止に万全を期することを目的とする。 (使用範囲)	第1 この要項は、旭川医科大学(以下「本学」という。)の職員が、職務のため本学所有の自動車(以下「公用車」という。)を自ら運転し、使用する場合に必要な事項を定め、もって職務の円滑な遂行を図るとともに、公用車の管理及び事故防止に万全を期することを目的とする。 (使用範囲)
第2 公用車の使用範囲は、次に掲げるとおりとする。	第2 公用車の使用範囲は、次に掲げるとおりとする。
(1) 本学施設又は関係機関等への事務連絡等に使用するとき。	(1) 本学施設又は関係機関等への事務連絡等に使用するとき。
(2) 本学への来客等の送迎に使用するとき。	(2) 本学への来客等の送迎に使用するとき。
(3) 本学の教育又は研究に使用するとき。	(3) 本学の教育又は研究に使用するとき。
(4) 患者搬送車として使用するとき。	(4) 患者搬送車として使用するとき。
(5) ドクターカーを運行するとき。	(5) ドクターカーとして使用するとき。
(6) 災害発生時やその訓練のために使用するとき。	(6) 災害発生時やその訓練のために使用するとき。
(7) 本学の行事に使用するとき。	(7) 本学の行事に使用するとき。
(8) その他管理責任者が必要であると認めるとき。	(8) その他管理責任者が必要であると認めるとき。
(管理責任者)	(管理責任者)
第3 本学に、公用車の現況を常に把握し、適正かつ効率的な運用及	第3 本学に、公用車の現況を常に把握し、適正かつ効率的な運用及

び管理を図るとともに、公用車を運転する者(以下「運転者」とい う。)を指導・監督するため管理責任者を置き、会計課長をもって 充てる。ただし、ドクターカーに関する管理責任者については、**経** 営企画課長をもって充てる。

(管理責任者の職務)

- 第4 管理責任者は、次に掲げる業務を処理する。
  - (1) 公用車の使用の承認に関すること。
  - (2) 公用車の鍵の保管及び管理に関すること。
  - (3) 公用車の定期点検及び機能の確認に関すること。
  - (4) その他公用車の運行及び管理のため必要な事項

#### 第5~9 (略)

(使用申込及び運行報告)

- 認を得た上で、管理責任者へ使用申込を行い、使用後は、管理責任 者へ運行報告を行わなければならない。なお、使用申込及び運行報 告の方法については、管理責任者が別に定める。
- 2 前項に定める使用申込については、次の各号に該当する場合、使 用後の運行報告をもって、これに代えることができる。
  - (1) 第2第5号に掲げるドクターカーを運行する場合
  - (2) その他公用車としての使用が緊急を要すると認められる場合

## 第11 (略)

(ドクターカー)

- 第12 第2第5号に掲げるドクターカーを運行するときは、次に掲げる 場合とする。
  - (1) 旭川医科大学病院(以下「本院」という。)とドクターカー運 用に関する協定を結んでいる自治体の消防本部から医師派遣要 請を受け、救命救急センターの長がドクターカーの出動について

び管理を図るとともに、公用車を運転する者(以下「運転者」とい う。)を指導・監督するため管理責任者を置き、会計課長をもって 充てる。

(管理責任者の職務)

- 第4 管理責任者は、次に掲げる業務を処理する。
  - (1) 公用車の使用の承認に関すること。
  - (2) 公用車の鍵の保管及び管理に関すること。
  - (3) 公用車の定期点検及び機能の確認に関すること。
  - (4) その他公用車の運行及び管理のため必要な事項

#### 第5~9 (略)

(使用申込及び運行報告)

- 第10 運転者は、公用車の使用に当たっては、事前に各部署の長の承 第10 運転者は、公用車の使用に当たっては、事前に各部署の長の承 認を得た上で、管理責任者へ使用申込を行い、使用後は、管理責任 者へ運行報告を行わなければならない。なお、使用申込及び運行報 告の方法については、管理責任者が別に定める。
  - 2 前項に定める使用申込については、次の各号に該当する場合、使 用後の運行報告をもって、これに代えることができる。
    - (1) 第2第5号に掲げるドクターカーとして使用する場合
    - (2) その他公用車としての使用が緊急を要すると認められる場合

## 第11 (略)

(ドクターカー)

- 第12 第2第5号に掲げるドクターカーとして公用車を使用するとき は,次に掲げる場合とする。
  - (1) 旭川医科大学病院(以下「本院」という。)とドクターカー運 用に関する協定を結んでいる自治体の消防本部から医師派遣要 請を受け、救命救急センターの長がドクターカーの出動について

### 決定した場合

(2) 本院とドクターカー運用に関する協定を結んでいない自治体 の消防本部管轄内で多数の傷病者が発生する等のやむを得ない 理由で、当該消防本部より医師派遣要請を受け、救命救急センタ ーの長がドクターカーの出動について決定した場合

第13~14 (略)

別紙様式1(第6第1項関係)(略)

別紙様式2(第8関係)(略)

## 附則

この規程は、令和6年10月10日から施行し、改正後の旭川医科大学 公用車の運行管理に関する要項は、令和6年8月1日から適用する。

### 【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い, 所要の改正を行うとともに, 規定の整備を図るものである。

### 決定した場合

(2) 本院とドクターカー運用に関する協定を結んでいない自治体 の消防本部管轄内で多数の傷病者が発生する等のやむを得ない 理由で、当該消防本部より医師派遣要請を受け、救命救急センタ ーの長がドクターカーの出動について決定した場合

第13~14 (略)

別紙様式1(第6第1項関係)(略)

別紙様式2(第8関係)(略)